

令和5年11月佐倉市議会定例会提案目次

議案第 1 号 令和5年度佐倉市一般会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ5億5,373万4,000円の増額補正
- ◇ 補正後予算額573億7,092万円
- ◇ 歳入
 - 国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債の増
- ◇ 歳出の主なもの
 - 給与改定・人事異動等に伴う職員人件費の補正、国庫支出金等返還経費、国民健康保険特別会計等への繰出経費、障害者グループホーム運営費等補助事業、障害者介護給付事業、障害者訓練等給付事業、介護保険特別会計介護給付費への繰出経費、生活保護費等給付事業、子ども医療費助成事業（県費制度分及び市費拡充分）、観光イベント事業、グリーンリサイクル事業、公園施設災害復旧費の増など
- ◇ 繰越明許費補正
 - 臼井田 I - 4 2 号線交通量調査業務委託ほか1件の追加
- ◇ 債務負担行為補正
 - 職員定期健康診断業務委託ほか10件の追加及び令和6年度通年業務委託等50件の追加
- ◇ 地方債補正
 - 公園施設災害復旧債ほか1件の追加

議案第 2 号 令和5年度佐倉市国民健康保険特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ978万円の増額補正
- ◇ 補正後予算額185億6,971万3,000円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
 - 出産育児一時金の増など
- ◇ 債務負担行為補正
 - 健診等帳票類印刷（特定健康診査分）

議案第 3 号 令和5年度佐倉市農業集落排水事業特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ194万円の減額補正
- ◇ 補正後予算額3,459万1,000円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
職員人件費の減
- ◇ 債務負担行為
坂戸処理場維持管理業務委託

議案第 4 号 令和5年度佐倉市介護保険特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ6億1,733万3,000円の増額補正
- ◇ 補正後予算額146億8,474万4,000円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
介護保険法改正に伴うシステム改修事業、居宅介護サービス等給付費、職員人件費の増など
- ◇ 債務負担行為
介護保険料帳票類印刷製本
佐倉市緊急通報サービス事業業務委託
佐倉市地域包括支援センター業務委託（一般介護予防事業ほか6事業）

議案第 5 号 令和5年度佐倉市後期高齢者医療特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ130万8,000円の増額補正
- ◇ 補正後予算額30億8,477万1,000円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
後期高齢者医療一般事務費の増

議案第 6 号 中期基本計画の策定について

- ◇ 令和 6 年度から令和 9 年度までの中期基本計画（令和 2 年度からの基本構想に基づき市政の基本的な事項について作成する計画）を策定するもの

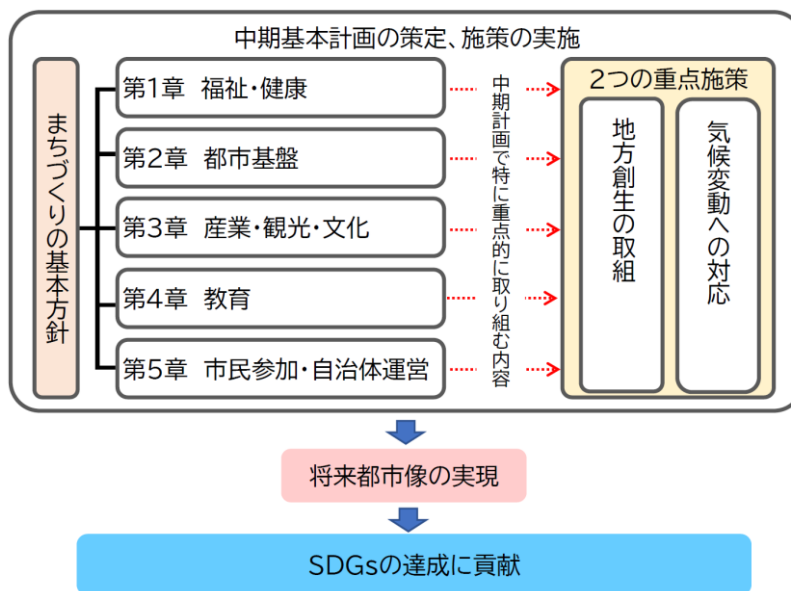
○ 第 5 次佐倉市総合計画中期基本計画の概要

1 構成



2 主な変更点

- ① 「佐倉市デジタル田園都市構想総合戦略」となる地方創生の取組を重点施策として位置付け
- ② 気候変動への対応を重点施策として位置付け
- ③ 各基本施策に設けた成果指標を SDGs 169 のターゲットと照らし合わせ、該当する指標を「SDGs の目標に寄与する指標」として整理



議案第 7 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 議会の議員の期末手当を0. 1月分引き上げるもの
 - ※ 公布の日から施行

- ◇ 期末手当の支給割合に係る在職期間の区分を、一般職職員と同様とするもの

改正案	現行
6箇月の場合	6箇月の場合
5箇月以上6箇月未満の場合	3箇月以上6箇月未満の場合
3箇月以上5箇月未満の場合	
3箇月未満の場合	3箇月未満の場合

- ※ 公布の日から施行

議案第 8 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 特別職職員の期末手当を0. 1月分引き上げるもの

<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる職員 市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長
--

- ※ 公布の日から施行

- ◇ 期末手当の支給割合に係る在職期間の区分を、一般職職員と同様とするもの

改正案	現行
6箇月の場合	6箇月の場合
5箇月以上6箇月未満の場合	3箇月以上6箇月未満の場合
3箇月以上5箇月未満の場合	
3箇月未満の場合	3箇月未満の場合

- ※ 公布の日から施行

議案第 9 号 一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について

- ・ 対象となる条例
 - ① 一般職職員の給与に関する条例
 - ② 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例
 - ③ 佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
 - ④ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
 - ⑤ 佐倉市職員の育児休業等に関する条例
 - ⑥ 佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ◇ 千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職職員の月例給及び期末・勤勉手当を引き上げるもの
 - 一般職職員の月例給を引上げ（平均改定率：1級4.3%、2級2.5%、3級1.1%、4級0.4%、5～10級0.3%）
 - ※ 令和5年4月1日から適用
 - 一般職職員の期末・勤勉手当を0.1月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては0.05月分、特定任期付職員にあっては期末手当を0.1月分）引上げ
 - ※ 令和5年12月1日から適用
- ◇ 地方自治法の改正等を踏まえ、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとするもの
 - 期末手当に加え、勤勉手当も支給することとする。
 - 条例の名称（「佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」）を「佐倉市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に変更
 - その他所要の整備等を行う。
 - ※ 令和6年4月1日から施行
- ◇ 一時的な行政需要の増加に対応する人材の確保を図るため、任期付短時間勤務職員の給与に関する規定を整備するもの
 - 任期付短時間勤務職員に対する給与の支給に係る規定を整備
 - ※ 令和6年4月1日から施行

議案第10号 佐倉市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 人口減少問題などの喫緊の課題に一体的かつ効率的に対応するため、令和6年度以降における必要な組織体制を整備するもの
 - より実効性の高いシティプロモーションを実施するため、シティプロモーション、観光、文化、芸術及びスポーツに関する事務を所掌する「魅力推進部」を設置
 - 調和のとれた産業振興と環境保全を図るとともに、エネルギー問題等の新たな社会問題に的確に対応できるよう、産業振興部と環境部を再編し、「経済環境部」を設置
 - これらに伴い、事務分掌を下表のとおり整理

新設部	事務分掌	左の事務の所掌部(現行)
魅力推進部	シティプロモーション	産業振興部
	観光	
	文化	教育部
	芸術	
スポーツ(学校体育を除く。)	健康推進部	
経済環境部	農業・林業	産業振興部
	商工業	
	労働行政	
	環境衛生	環境部
	公害	

※ 佐倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行の日から施行

議案第 11 号 佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について

- ◇ 国民健康保険の財政の安定化を図り、いわゆる「法定外繰入」の額の増加に歯止めをかけるため、税率を引き上げるもの
→ 税率を下表のとおり段階的に引上げ

区分		現行	R6	R8	(参考) R5 標準 保険料率
医療分	所得割	6.30%	6.33%	6.36%	6.37%
	均等割	21,000 円	22,200 円	23,300 円	23,840 円
	平等割	28,000 円	29,200 円	30,300 円	30,759 円
支援分	所得割	2.00%	2.65%	3.30%	3.38%
	均等割	5,000 円	7,000 円	9,100 円	9,503 円
介護分	所得割	1.20%	1.52%	1.84%	1.90%
	均等割	11,000 円	14,400 円	17,800 円	18,553 円

○ 標準保険料率

国民健康保険法の規定に基づき、毎年度、都道府県が算定する市町村ごとの保険料率の標準的な水準を示す数値をいう。

- 税率の引上げによる税額の増加割合は、令和 6 年度においては対令和 5 年度比 8%～12%程度の増、令和 8 年度においては同 16%～24%の増となる見込み
- ※ それぞれ令和 6 年 4 月 1 日及び令和 8 年 4 月 1 日から施行（経過措置あり）
- ※ 令和 10 年度以降の税率は、社会情勢等を踏まえながら引き続き検討

◇ 地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税の賦課徴収事項を変更するもの

→ 出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額を減額

- 出産被保険者
国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する出産する予定の、又は出産した被保険者をいう。
- 産前産後期間
出産予定月（出産被保険者の出産の予定日（一定の場合には、出産の日）の属する月をいう。以下同じ。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間をいう。

※ 令和6年1月1日から施行（経過措置あり）

→ 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引上げ

※ 令和6年4月1日から施行（経過措置あり）

議案第12号 佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◇ ミレニアムセンター佐倉の市民風呂について、その厳しい運営状況や設備の更新に伴う財政負担が大きいことなどを踏まえ、令和6年3月31日をもってこれを廃止するもの

- 厳しい運営状況
 - ア 利用者数が、ピーク時（平成17年度：65,486人）の5分の1以下（令和4年度：12,829人）にまで減少していること
 - イ 運営費（運営管理委託料、水道光熱費及び修繕費）が利用料金収入を大きく上回る状況にあること（令和4年度：運営費は約1,250万円、利用料金収入は約390万円であり、赤字額は約860万円）
- 設備の更新に伴う財政負担が大きいこと
市民風呂においては、平成16年度と平成30年度に感染症の原因となるレジオネラ属菌が発生しており、今後も利用者の安全を確保し続けるためには、大規模な設備（配管、ボイラー、濾材等）の更新が必要であるところ、その費用は約2億円と見込まれること

※ 令和6年4月1日から施行

議案第 13号 佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 佐倉市男女平等参画審議会ของ答申を踏まえ、経費削減や職員の負担軽減の観点から、公民館やコミュニティセンターと同様、佐倉市男女平等参画推進センターの毎月の休所日の数を2日とするもの
 - 現在の休所日（毎月の第4水曜日、12月28日～1月3日）に加え、毎月の第2水曜日も休所日として追加
- ※ 令和7年4月1日から施行

議案第 14号 佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 内閣府令の改正に伴い、同府令に基づいて定めている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を同府令のとおり改めるもの
 - 法改正に伴い生じた引用条項のずれ等を整理
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 特定教育・保育施設
保育給付費の支給対象となる「認定こども園・保育所」をいう。○ 特定地域型保育事業
保育給付費の支給対象となる「家庭的保育事業等」をいう。 |
|---|
- ※ 公布の日から施行

議案第15号 佐倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する 条例の制定について

- ◇ 市長部局において人口減少問題などの喫緊の課題に一体的かつ効率的に対応できるよう、教育委員会の職務権限とされる事務のうち一定のものを、市長が管理し、及び執行することとするもの
 - 市長部局においてより実効性の高いシティプロモーションを実施できるよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、以下の事務を教育委員会から市長部局へ移管
 - ア 佐倉市立美術館の設置、管理及び廃止に関すること（施設整備、職員の研修及び福利厚生並びに社会教育に関する事務を含む。）。
 - イ 文化及び文化財の保護に関すること。
 - ※ 条例（佐倉市行政組織条例）の定めるところにより既に市長部局に移管済みのスポーツ（学校体育を除く。）に関する事務についても、上記の事務と同様、移管対象事務として規定
 - 移管等に伴い以下の条例中の用語を整理（例：「教育委員会」→「市長」、「教育委員会規則」→「規則」）
 - ア 佐倉市民音楽ホール事業基金条例
 - イ 佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例
 - ウ 佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例
 - エ 旧堀田邸の設置及び管理に関する条例
 - オ 佐倉順天堂記念館の設置及び管理に関する条例
 - カ 佐倉市武家屋敷の設置及び管理に関する条例
 - キ 旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例
 - ク 佐倉市文化財保護条例
 - ※ 令和6年4月1日から施行

議案第16号 佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設駐車場の 設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

- ◇ 旧佐倉図書館跡地を佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設の駐車場とするもの
 - 駐車場の名称及び位置を、それぞれ「佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設第二駐車場」及び「佐倉市新町189番地1」と規定
 - ※ 令和6年2月29日から施行

議案第17号 和解について

- ◇ (仮称) 佐倉図書館等新町活性化複合施設新築建築工事において実施した擁壁の撤去により空地となった部分等の原状復旧の方法について、当該空地となった土地の所有者と和解するもの
→ 和解契約を締結し、金銭の支払による解決を図る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 相手方住所及び氏名
佐倉市 個人○ 和解の内容<ul style="list-style-type: none">・ 原状復旧に必要な工事の費用が2,068,471円であることを確認し、市は相手方にこれを支払う。・ 相手方が上記補償金を受領した場合、市と相手方の間に、本件和解によるもののほか一切の債権債務が存在しないことを相互に確認する。 |
|--|

議案第18号 指定管理者の指定について

- ◇ 佐倉市西志津ふれあいセンターの指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、テルウェル東日本株式会社を指定するもの
→ 現在までの指定管理者による管理
- ① 平成23年4月1日～平成26年3月31日
 - ② 平成26年4月1日～平成31年3月31日
 - ③ 平成31年4月1日～令和6年3月31日
- いずれもテルウェル東日本株式会社

議案第19号 指定管理者の指定について

- ◇ 佐倉市西部地域福祉センターの指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会を指定するもの
→ 現在までの指定管理者による管理
- ① 平成26年4月1日から平成31年3月31日
 - ② 平成31年4月1日～令和6年3月31日
- いずれも社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会

議案第20号 指定管理者の指定について

- ◇ 老人憩の家うすい荘の指定管理者として、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、臼井三町会を指定しようとするもの
- 現在までの指定管理者による管理
- ① 平成19年4月1日～平成22年3月31日
 - ② 平成22年4月1日～平成25年3月31日
 - ③ 平成25年4月1日～平成28年3月31日
 - ④ 平成28年4月1日～令和 3年3月31日
 - ⑤ 令和 3年4月1日～令和 6年3月31日
- いずれも臼井三町会(平成27年2月までの名称は臼井四町会)

議案第21号 指定管理者の指定について

- ◇ 老人憩の家千代田荘の指定管理者として、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、千代田地区社会福祉協議会を指定しようとするもの
- 現在までの指定管理者による管理
- ① 平成19年4月1日～平成22年3月31日
 - ② 平成22年4月1日～平成25年3月31日
 - ③ 平成25年4月1日～平成28年3月31日
 - ④ 平成28年4月1日～令和 3年3月31日
 - ⑤ 令和 3年4月1日～令和 6年3月31日
- いずれも千代田地区社会福祉協議会

議案第22号 指定管理者の指定について

- ◇ 老人憩の家志津荘の指定管理者として、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、志津南地区社会福祉協議会を指定するもの
- 現在までの指定管理者による管理
- ① 平成19年4月1日～平成22年3月31日
 - ② 平成22年4月1日～平成25年3月31日
 - ③ 平成25年4月1日～平成28年3月31日
 - ④ 平成28年4月1日～令和 3年3月31日
 - ⑤ 令和 3年4月1日～令和 6年3月31日
- いずれも志津南地区社会福祉協議会

議案第23号 指定管理者の指定について

- ◇ 佐倉市民体育館及び佐倉市立青少年体育館の指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、株式会社オーエンスを指定するもの
 - 現在までの指定管理者による管理
 - ① 平成26年4月1日～平成31年3月31日
 - ② 平成31年4月1日～令和6年3月31日いずれも株式会社オーエンス

議案第24号 指定管理者の指定について

- ◇ 岩名運動公園、上座総合公園、大作公園、直弥公園及び佐倉市立青少年センターの指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、千葉県まちづくり公社グループを指定するもの
 - 現在までの指定管理者による管理
 - ① 平成26年4月1日～平成31年3月31日
 - ② 平成31年4月1日～令和6年3月31日いずれも千葉県まちづくり公社グループ

議案第25号 監査委員の選任について

- ◇ 瀬田 和俊（せた・かずとし）氏の任期満了（令和6年2月5日付け）に伴い、同氏を監査委員として再度選任することについて議会の同意を求めるもの
 - 任期
令和6年2月6日～令和10年2月5日

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- ◇ 齋藤 ひろみ（さいとう・ひろみ）氏の任期満了（令和6年3月31日付け）に伴い、その後任として、遠藤 むつみ（えんどう・むつみ）氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの
 - 任期
令和6年4月1日～令和9年3月31日